

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構第4期中期計画に係る 変更しようとする事項及び理由について

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）に基づき、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定）が策定され、同計画では、独立行政法人を含め政府一体となってデジタル化のための施策等に取り組むこととされており、令和4年7月21日、国土交通大臣より中期目標の変更指示があったところ。

このため、中期目標の変更指示を踏まえ、中期計画の「4.（2）電子化の推進」の変更を行う。

第4期中期目標、第4期中期計画 新旧対照表

第4期中期目標（改正）	第4期中期目標（現行）	第4期中期計画（改正案）	第4期中期計画（現行）
<p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。 <u>また、デジタル庁が策定した、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p><指標> ・Web会議開催回数 ・電子決裁率</p>	<p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。</p> <p><指標> ・Web会議開催回数 ・電子決裁率</p>	<p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、システム等の事情を踏まえつつ、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。 <u>また、デジタル庁が策定した、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p>	<p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、システム等の事情を踏まえつつ、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。</p>